

運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業
(うち農業機械の電動化促進事業) 公募要領

令和7年7月
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(以下「協会」という。)では、環境省から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業)の交付をうけ、農業機械の電動化促進をはかるため、多様な現場における電動農機による作業のモデルケースを形成するとともに、今後の電動農機の普及拡大に向けて必要な知見を得ることを目的とした補助金(運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業)を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象とする電動農機、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載していますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択され、交付決定通知を受けた場合には、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業)交付規程(令和7年4月24日7農技協第4号)(以下「交付規程」という。)に従って補助事業の手続きを行ってください。

農業機械の電動化促進事業補助金に応募申請される皆様へ

補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら協会といたしましても、補助金に係る不正行為に対する厳正に対処します。

従いまして、本補助金に対し応募の申請をされる方におかれましては、以下の点につきまして、充分認識された上で応募の申請を行っていただきますようお願いします。

1. 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 協会から補助金の交付決定を通知する前にかかった経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象となりません。
3. 補助金で取得した財産（取得財産等）を当該財産の处分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
4. 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係わる交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。
6. なお、補助金に係わる不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第33条において刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。
8. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間保存していただく必要があります。

★申請書類の提出はデジタル庁が提供する j Grants で行ってください。
<郵送・持ち込みによる書類受付はいたしません。>

問い合わせ先

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会

「農業機械の電動化促進事業」事務局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階

E-mail : dendo-nouki@jataff.or.jp

原則として、問い合わせは、 j Grants を利用したメールでの対応とさせていただきます。

I. 補助金の目的と性格

＜補助事業の目的＞

農業現場等における二酸化炭素排出抑制を支援し、脱炭素社会の実現に資するため使用される農業機械の脱炭素化が重要な課題となっており、電動農機の普及促進、市場活性化が必要です。

本事業においては、普及促進、市場活性化のために、多様な現場における電動農機による[作業のモデルケースを形成するとともに、今後の電動農機の普及拡大に向けて必要な知見を得ること](#)を目的としています。

そのため、補助事業の申請においては、取得した電動農機の種類、運用する地域、用いる作業内容等を示していただく必要があります。

また、本事業の実施により補助対象の電動農機稼働時にCO₂が無排出であり、現場等における二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。電動農機が申請者に納入され、当該機械が稼働した後に、事業報告書（CO₂削減実績）の提出をしていただくとともに、事業完了後は、完了実績報告書を提出していただきます。

なお、ここでいう事業完了とは、「電動農機が申請者に納入され、当該機械による規定の期間の活動が終了した日」とします。

適正な財産管理、補助事業である旨の表示([補助対象電動農機等へのステッカーの貼付](#))などが必要です。

補助金の執行は、法律及び環境省が定めた交付要綱等の規程により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業)交付要綱(令和7年4月1日付環水大モ発第25040112号。以下「交付要綱」という。)及び運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業実施要領(令和7年4月1日付 環水大モ発第25040112号。以下「実施要領」という。)によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について充分ご理解いただいた上で、応募してください。

(詳細は [p11](#) の「**VIII. 補助事業における留意事項等について**」をご確認ください。)

(注意事項)

- ・補助事業の開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・また、補助事業により取得した財産については、本補助金で取得した財産である旨を明示するとともに、事業完了後においても、事業報告書(CO₂ 排出量の削減量の把握)の提出や適正な財産管理などが必要です。
- ・補助事業で取得した財産を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け(レンタル事業者を除く)、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む。)することをいう。)しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が充分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

II. 補助対象となる事業

＜対象事業の基本的要件＞

- ・事業を行うための実施体制が構築され事業に対する理解が得られていること。
- ・提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・本事業の補助により導入する機械等について、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- ・別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

＜対象事業＞

農業機械の電動化促進事業

・補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

対象となる取組の要件

- ①応募申請時の事業計画において本事業の運用地域、用いる作業内容が示されていること
- ②今後の脱炭素化の計画として、電動農機の特性を生かせる使用予定を盛り込むこと

対象となる農業機械及び付属品

- ①稼働時にCO₂を排出しない電動農機本体、電動農機の稼働に必須のオプション及び電動農機に充電する装置として電動農機を製造する会社が認めた設備。
- ②交付決定後に購入契約をした未使用の電動農機。

補助金の交付額

必須のオプション等を含む電動農機の販売価格と対応する従来型の農業機械（ベース機械）の販売価格を基礎として算定した差額の3分の2を基準額とします。
1件当たりの申請に対する交付額について、上限は定めません。

補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

補助金の応募を申請できる者

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 農業者
- (5) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）
- (6) 地方公共団体
- (7) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※補助金申請受理等の円滑な運用等の観点から、農業機械の販売店等による代行申請も可能としています。

補助対象機械の購入契約

- (1) 申請者が手形によって支払いを行う場合は補助対象外です。
- (2) 原則、割賦販売契約は補助対象外です。ただし、ファイナンス会社等のファイナンス機能のみを活用する販売契約の場合は、その旨を証する書類等を添付することにより、補助対象になります。

維持管理

補助事業により導入した電動農機等の取得財産は、交付規程第8条第1項第十三号及び第十四号の規程に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、環境省（環境省から委託をうけた民間事業者を含む。）及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

参考＜補助金申請から補助金交付までの基本的な流れ＞（赤文字が申請者の作業）

1. 協会が間接補助事業者を募集
2. 補助金の交付を希望する者が必要書類を添えて交付申請書（案）を協会に提出
3. 協会による事前審査により（案）取り → 交付申請書受理の通知
4. 運営委員会での審査、環境省と協議完了後交付決定 → 交付決定通知書を送付
5. 補助対象電動農機の購入契約 → 販売事業者から電動農機引き渡し
6. 完了実績報告書を協会に提出
7. 協会から交付額確定通知書を送付
8. 申請者が精算払請求書を協会に提出
9. 協会から補助金を申請者の指定した口座に振り込み

III. 補助事業の採択

1. 公募を行う
2. 補助金の交付を希望する者が必要書類を添えて交付申請書（案）を協会に提出
3. 事務局で交付申請書（案）を点検し、書類上の不備がなければ、申請者に交付申請書を受理したことを通知します。不備のあった書類については、差し戻して修正後再提出、または却下の通知を行います。
4. 応募者より提出された交付申請書に添付された実施計画書等をもとに、協会が設置した委員会において厳正な審査を行い、農業機械の電動化促進事業の予算の範囲内で補助事業を採択します。

○審査について

この事業においては、地域の偏りのない普及に資することや多様な現場における電動農機による作業等のモデルケース把握を目的としています。そのため、実施地域や使用内容等の応募状況を踏まえ採択判断を行います。

補助金交付先の採択に関しては、審査基準により審査項目等を定めて、これにより総合的に審査を行います。

審査は、提出された書類について必要な書類が添付されており、審査項目を満たすもので、応募申請に必要な記載内容がすべて記載されている書類のみについて行います。申請に必要な添付書類のないもの、要件を満たしていない書類については、審査対象外として不採択となりますので、申請書の作成時・提出時には注意してください。

なお、審査結果については、審査終了後応募申請者宛に通知いたします。審査に関するお問い合わせについてはお答えいたしかねます。

IV. 応募にあたっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 維持管理

補助事業により導入した電動農機等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(3) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(4) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(5) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了の日の属する年度以降、必要に応じて、導入した電動農機等の稼働状況、管理状況及び補助事業の成果（モデルケースの把握及び二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた民間事業者が現地調査を行う場合があります。

補助事業者は、調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。

(6) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要です。従いまして、実施内容及び成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、農業機械の電動化促進事業（環境省補助事業）によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示する必要があります。

(7) 応募書類の数値の記入に当たって

補助金の交付額は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとなります。（交付規程4条1項の3）

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用してください。

V. 応募の方法

○応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、ア～ウについては、必ず協会の募集ページから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

ア 公募申請書【交付規程様式第1】

イ 実施計画書【別紙1】

※1. 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※2. II. 補助対象となる事業における「補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項」を確認できる書類（機器仕様、図面等）を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【別紙2】

※ 金額の根拠がわかる書類（見積書等）を必ず添付してください。

エ 別添

CO₂削減効果の算出根拠がわかる書類（原則として、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル D. 輸送機器用）

(1) 応募書類の提出方法

デジタル庁が提供する補助金申請システム jGrants を使用した申請となります。当協会ホームページに開始のお知らせを掲載いたします。

(2) 公募期間

令和7年7月15日（火）～令和7年12月19日（金）12:00

申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。

VI. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、**jGrants** にログインの上、メールでの対応を基本とさせていただきます。

<問い合わせ先>

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会「農業機械の電動化促進事業」事務局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階

メールアドレス : dendo-nouki@jataff.or.jp

協会ホームページに公募説明資料を掲載しています。

<https://www.jataff.or.jp/project/dendo-nouki/index.html>

VII. 公募説明会

第1回 令和7年7月25日（金）14:00～ ZoomによるWebinarで開催

第2回 未定（現地開催も想定）

第1回公募説明会の動画は当協会ホームページに掲載しますので、事後視聴も可能です。

<説明会受付>

上段のVI. 問い合わせ先と同じです。

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会「農業機械の電動化促進事業」事務局

メールアドレス : dendo-nouki@jataff.or.jp

VIII. 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによります。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金の返還などの措置がとられることがありますので、補助制度について充分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助事業の流れについて

(1) 交付申請及び採択

○応募者は補助金の交付申請書を提出していただきます。

補助事業対象経費は、交付規程別表第1に記載された内容となります。

上記の他、必要な事項は交付規程及び本公募要領別表に定めていますので、これを参照してください。

○協会は、応募者から提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認められたものについて交付決定通知を行います。

(2) 事業の開始

○補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後でなければ、補助事業を開始することができません。

補助事業者は、協会の交付決定日以降に契約・発注を行ってください。

(3) 事業の完了

事業期間に行われた発注等に対して当該事業期間中に当該電動農機等の納品が行なわれることが必要です。

具体的には、原則として、令和8年2月末日までに納品するものとします。

(4) 完了実績報告書及び書類審査等

1)補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、交付規程様式第12による完了実績報告書を協会あてに提出してください。

完了実績報告書には、下記の文書を添付してください。

①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し（交付規程様式第11）

②当該事業の注文書写し

③販売会社が発行した納品書の写し

- ④補助対象電動農機の写真（本補助事業で購入したことを示すステッカーの貼付が確認できるもの）ステッカーは、補助対象電動農機の型式名の隣に貼付してください。
- 2) 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに交付規程**様式第13**による年度終了実績報告書を協会に提出してください。
- 3) 協会は、補助事業者から完了実績報告書の提出を受けた場合については、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（交付規程**様式第14**）により補助事業者に通知します。
- (6) 補助金支払い
補助事業者は、協会から交付額確定通知書を受けた後、精算払請求書（交付規程**様式第15**）を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。
- (7) 事業報告書の提出
CO₂削減実績については、令和7年度に電動農機を導入した当月より令和8年3月31日まで、更に翌年度（令和8年度）から3年間、令和10年度までの実績データを、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る年度事業報告書（交付規程**様式第17**）として、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出してください。
- (8) 取得財産の管理について
補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（交付規程**様式第11**）を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、取得財産等の処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう。）を行うことはできません。
また、取得財産等には、運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業（環境省補助事業）で取得した財産である旨を明示する必要があります。
- さらに、補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に経理を区分し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、この帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- 上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

別紙及び別表のリスト

別紙：暴力団排除に関する誓約事項

別表 1：農業機械の電動化促進に対する補助事業管理規程

別表 2：補助対象機械

別表 3：補助金の申請要件

別表 4：申請に必要な添付書類

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表 1) 農業機械の電動化促進事業に対する補助事業管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、交付規程様式第11 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
4. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう。）してはならない。
5. 補助金の交付を受けた者は前項の規程により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ交付規程様式第5 計画変更承認申請書または様式第6 中止（廃止）承認申請書及び様式第11 取得財産等管理台帳を添えて取得財産処分承認申請書（参考様式第18）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
6. 協会は、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。
7. 協会は、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
8. 協会は、ファイナンス契約等によって補助対象建設機械の所有権留保している者が当該補助対象建設機械を処分することにより収入があった場合には、その所有権留保をした者に補助金受給者の納付の義務を代替させることができる。
9. 協会は、財産処分の制限等で補助金の返還が求められた補助金被交付者からの新しい申請について、返還が完了したことを協会が確認するまで受付けを拒否することができる。

(別表 2) 補助対象機械

登録済み補助対象電動農機一覧 (7月現在)

No.	電動農機名称	登録事業者	型式	標準仕様に必須のオプション
1	運搬車	REACT 株式会社	FL23	
2		やまびこジャパン 株式会社	KWE103	
3		やまびこジャパン 株式会社	KWE104	
4	乗用型草刈機	株式会社 ISEKI アグリ	ZT4200E-S	
5	ロボット 草刈機・芝刈機	株式会社マキタ	RM350DR	
6		やまびこジャパン 株式会社	TM-1000 TM-1050	充電ステーション
7		やまびこジャパン 株式会社	TM-2000 TM-2050	充電ステーション
8		本田技研工業株式会社	HRM2500・JC	エリアワイヤー・ ワイヤーペグ
9		本田技研工業株式会社	HRM4000・JC	エリアワイヤー・ ワイヤーペグ
10	高所作業機	やまびこジャパン 株式会社	KCEB250/R	

※ 1 補助対象電動農機の標準価格（補助額算定の基礎となる価格）には登録事業者から提示された標準仕様に必須のオプションが含まれますので、補助対象とするためには、これらのオプションを含めて購入する必要があります。

※ 2 各電動農機の補助基準額については、事務局までお問い合わせください。

（別表3）補助金の申請要件

補助対象経費	申請要件
電動農機導入費	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①当該電動農機の使用者が、協会が別に定める期間内に引き渡しを受ける予定の電動農機であること。</p> <p>②中古の農業機械でないこと。</p> <p>③事業の用に供すること。</p> <p>④展示農業機械、試乗農業機械その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。</p> <p>⑤当該電動農機の使用者が、主として農業機械を販売する業を営む者である場合にあっては、その者が当該電動農機の引き渡し日前一年以内に同種の農業機械を販売していないこと。</p> <p>⑥当該電動農機の使用者が、主として農業機械を販売する業を営む者である場合にあっては、その者が当該電動農機の引き渡し日後一年以内に同種の農業機械を販売しないこと。</p> <p>⑦当該電動農機の使用者が販売者からの購入に当たりファイナンス会社等のファイナンスを使用する場合は、ファイナンス会社等のファイナンス機能のみを活用したものであること。</p>

(別表4) 申請に必要な添付書類

1. 電動農機導入に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

①組織概要

②経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算）

（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

③定款若しくは登記事項証明書（発行から3カ月以内のもの）

（個人企業の場合は、確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。）

④販売会社の見積書（補助対象電動農機の購入価格がわかるもの）

支払い条件及び納期の記載は必須

⑤上記の電動農機代金の価額が、電動農機本体（標準仕様に必須のオプションを含む）以外の価額を含む場合は本体価額の値が判る明細書

⑥「利益等の排除」に該当する場合は、自社調達における製造原価に関する関係書類

⑦その他協会が定めるもの

（申請者が複数の申請を行う場合には①②③については、年月日付申請書〇〇号に添付と記載すれば2件目以降は添付不要）

・下取り機械を電動農機代金の一部に充当した場合は、その額（消費税抜き）を確認できる書類。